

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人熊本県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条第3項の規定に基づき、会員に関する事項について定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は本会の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行う法人、その他の団体並びに個人とする。

2 会員の中で、多大なる支援を行ったものを特別賛助会員とする。

(入会)

第3条 本会会員になろうとするときは、入会申込書（別記第1号様式又は第1号様式の2）を会長に提出しなければならない。ただし、会員が法人又はこれに準ずるものであるときは、代表者を定めて届け出なければならない。

(変更)

第4条 前条の届出事項に変更が生じた場合には、届出事項変更届（別記第2号様式）を提出しなければならない。

(退会)

第5条 会員は、下記の場合には退会したものとする。

(1) 退会届（別記第3号様式）の提出があったとき。

(2) 死亡又は解散のとき。

(3) 会費を3ヵ年滞納し、又は納入の意思がないとき。

(除名)

第6条 会員が本会の名誉を傷つけ又は本会の趣旨目的に反する行為を行ったときは、理事会の決議を経て、これを除名することができる。

(会員区分及び会費)

第7条 会員は、次の区分により会費を納めなければならない。

(1) 一般会員

ア 市町村社会福祉協議会

人口割及び均等割とし、次の区分による。

なお、人口は、直近の国勢調査の数値を調査実施年度の翌々年度から適用する。

市 人口割1人当り1.5円

均等割り 50,000円

町村 人口割1人当り1.5円

均等割り 20,000円

イ 福祉施設等を経営する社会福祉法人、公共団体等

社会福祉法人及び公共団体等の経営するそれぞれの施設等について、(ア)及び(イ)

の区分に応じた会員単価に基づいて算定した額の合計額

(ア) 入所型社会福祉施設

救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウスを含む）、障害者支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設、乳児院、母子生活支援施設

※障害者支援施設の会員単価の算定は、施設入所支援の定員とする。

定 員	10人以下	11～30人	31～50人	51～100人	101人以上
会費単価	5,000円	8,000円	12,000円	16,000円	20,000円

(イ) 通所型社会福祉施設等

社会事業授産施設、指定障害福祉サービス事業者のうち、就労移行支援・就労継続支援（多機能型事業所での実施を含む）を実施する事業所、児童発達支援センター（障害児通園施設を含む）、保育所

※就労移行支援・就労継続支援を実施する事業所の定員の算出は、その指定事業所で実施する事業の定員数の合算とする。

定員	10人以下	11～20人	21～50人	51～100人	101人以上
会費単価	3,000円	5,000円	8,000円	12,000円	16,000円

ウ 上記イ以外の社会福祉法人 年額 5,000円

エ 上記アからウ以外の公益的団体

法人 年額 10,000円

非法人 年額 3,000円

オ 民生委員児童委員協議会（単位民協当り）

@300円×委員定数（主任児童委員を含む）

(2) 特別賛助会員（(1)に該当する会員を除く。）

法人 年額 30,000円以上

非法人 年額 10,000円以上

個人 年額 1,000円以上

（会費の納期）

第8条 会費は、会長が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、その納期後に入会する会員にあっては、その都度納入するものとする。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、昭和26年 3月23日から施行する。

附則

この規程は、昭和43年 3月24日から施行する。

附則

この規程は、昭和57年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成 6年 5月27日から施行する。

附則

この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年 4月12日から施行する。

附則

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年 6月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年 6月21日から施行する。

附則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

社会福祉  
法人 熊本県社会福祉協議会

入 会 申 込 書

令和 年 月 日

熊本県社会福祉協議会 会長 様

貴会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

法人及び団体の 名 称									
代 表 者 名 ( 氏 名 )	⑩								
所 在 地 ( 住 所 )	〒           —  TEL (           )           —								
施 設 区 分 ( 施設数   カ所 )	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr><td> </td></tr> </table>								



社会福祉  
法人 熊本県社会福祉協議会

届出事項変更届

令和 年 月 日

熊本県社会福祉協議会 会長 様

届出事項に変更がありましたので下記のとおり提出いたします。

法人及び  
団体の名称

印

所在地  
(住所)

	届出事項	変更後
法人及び団体の名称		
代表者名 (氏名)		
所在地 (住所)	〒  TEL ( ) —	〒  TEL ( ) —
施設区分 (施設数カ所)	閉所施設	新規開設等施設

※ 届出事項は全てお書きください。変更後につきましては、変更のあったものについてのみお書き下さい。

※ 新規開設等による施設の追加は施設区分の「変更後」の欄に、又、閉所された施設は「届出事項」の欄にそれぞれの施設名をお書き下さい。

別記第3号様式

社会福祉  
法人 熊本県社会福祉協議会

退 会 届

令和 年 月 日

熊本県社会福祉協議会 会長 様

下記の事由により、貴会より退会いたします。

法人及び団体の 名 称	
代 表 者 名 ( 氏 名 )	印
所 在 地 ( 住 所 )	〒           —  TEL (           )           —
退 会 理 由	